平成２５年（フ）第５３９号
名古屋市西区新道１―25―20　グラシア302、住民票上の住所三重県津市安濃町川西1402番地５
債務者　宮田光太郎
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山智映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４号
岩手県下閉伊郡山田町船越第20地割39番地９
債務者　佐々木彬雄
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小口　幸人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第７６号
福井市足羽１丁目７番39号
債務者　榎波　鎮輔
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光照　良眞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
北海道苫小牧市美園町３―13―12　ニドムイーストコート、住民票上の住所札幌市中央区南８条西13丁目２番34号　シャルム８―103号
債務者　川上　義孝
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６３１号
横浜市港南区笹下４丁目１―12　メゾンエスポワール102号室、住民票上の住所横浜市磯子区新杉田町７番地９　花形ベイサイドビル502号
債務者　中本　重文
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　寛康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８１号
長崎県長崎市赤迫２丁目12番12号
債務者　久保ソヨ子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
岐阜市岩崎1154番地３　ドゥナーレ長良Ⅱ505号室、住民票上の住所岐阜市岩崎1154番地３　ラッフル長良北Ⅱ505号室
債務者　森　　陽祐
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６３９号
堺市北区常磐町１丁１番地２　浅香山グリーンマンション619号
債務者　久保田　直
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　泰啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
堺市西区山田２丁190番地28
債務者　泉北自販こと　川島　　太
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　泰啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５９１号
北海道北広島市山手町６丁目２番地３
債務者　藤川恵理香
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４００号
札幌市白石区北郷３条４丁目10番７号　アーバン北郷203号、住民票上の住所札幌市手稲区曙３条２丁目８番６号
債務者　阿彦　麻子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１７号
札幌市北区新川４条17丁目１番32号
債務者　山口　　勝
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４９号
札幌市白石区中央２条４丁目９番22―203号
債務者　水落晴瑠那
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８４号
札幌市東区北34条東20丁目５番10号
債務者　加我　　勉
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９４号
札幌市白石区東札幌２条３丁目９番18―208号
債務者　森　　千秋
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１０号
札幌市東区北48条東15丁目１番１―202号
債務者　田畑　慎也
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１３号
北海道北広島市大曲末広１丁目10番地８
債務者　濁沼　美和（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部